

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第一表については、単に別表の表示方法を改めようとするものでございまして、「別表その一」と、他の市の例規との統一を図るため、「別表第一」とするものでございます。

そして、第一条第二項として、非常勤の特別職の職員で、報酬が月額で定められていた職員が、月の途中で就職した場合、あるいは月の途中で退職、失職、または死亡した場合、それぞれ就職した日、あるいは退職等の日の属する月をもって報酬を支給することを改定に規定しようとするものでございます。

次に、第二条でございますが、第一条と同様、別表の表示方法を改めるもので、「別表その二」と改めようとするものでございます。

次は、別表の改正でございますが、第一条において、別表の表示方法を改正したことに伴い、「別表その一中」、「別表その一」と「別表第一」に改め、同表中、予防接種医の報酬額以下、この条例の記載のと

おり、各種非常勤の特別職の報酬額も、おおむね二五％程度のアップ率で改正しようとするものでございます。

なお、報酬額の改正については、すべて医師に関するものでございまして、これは例年どおり、西多摩医師会と西多摩地区の市町村長の間において、協議が整って決定されたものを、今回も同様、同じような方法で改正をさせていただきますというものでございます。

次に、別表その二中の改正につきましては、第二条の別表の表示方法の改正に伴い、「別表その二」と「別表第二」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、本改正条例は、昭和五十八年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜うまいして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○ 議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○ 二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

に、いま議題となっております議案第八号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○ 議長（末次性男君） お諮りいたします。

に、いま仲村清信君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八

号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○ 議長（末次性男君） 日程第二 議案第九号 非常勤の職員

公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○ 総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第九号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその改正の内容について御説明申し上げます。

なお、御審議に当たり、資料として、改正部分にかかわる対照表をお手元に御配付申し上げてございますので、御参考として御覧をいたし、たいと存じます。

まず、提案理由でございますが、非常勤の職員の公務災害補償等の制度については、地方公務員災害補償法第六十九条及び第七十条の規定により、市が条例により補償を行うことになっており、その

内容につきましては、地方公務員災害補償法に準じました条例準則に従って制度化しておりますが、本条例中に、未整備となっております部分がございますので、法律に準じた内容に整備すべく、本条例を御提案申し上げます。

なお、本条例を適用する非常勤の職員というのは、市議会の議員を除きます非常勤の特別職等の職員でございます。議員の公務災害補償等につきましては、御案内のとおり、別に公務災害補償組合を設置して実施しておりますが、今回の条例改正によりまして、改正後の条例の内容は、地方公務員災害補償法、あるいは議員の公務災害補償条例、さらには条例準則、こういったものの内容と同一の内容に整備されるものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。若干、長くなっておりますが、御容赦をお願いしたいと思います。

まず、今回の改正の内容を大別いたしますと、一番目に、用語の整備に関するもの、それから、補償の種類に、新たに傷病補償年金の

制度を創設したものです。それから、別表の改正を行うとするもの、遺族補償年金の額の改正をしようとするもの、それから、災害補償年金差額一時金及び災害補償年金前払一時金の支給に関する制度の創設に伴いまして、本法規則の改正を追加しようとするもの、それから六番目として、現行規定の一部改正、そういった内容に相なります。それでは、改正部分につきまして、その主たるものだけでございますが、順を追って御説明申し上げます。

まず、条例の題名に、他の市の条例にあわせて、「福生市」とつけてまして、「福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」という題名に改正しようとするものでございます。

次に、二条中の、角括弧という表現を使っておりますが、その部分を、現在使われております通常の丸括弧に改めようとするものでございます。昭和四十二年政令第二百七十四号にっしては、全く同様でございます。括弧の部分だけ改めようとするものでございます。

それから、同条の三号中の括弧書きの中で、「昭和二十七年」となつて

ひうするものと、昭和三十七年に訂正をさせていたというところがございます。これは、条例制定時点で間違っていたというところで、恐縮でございますが、今回、この改正をさせていたのだというところでございます。ほかは、用語の整備等でございます。

次に、第五条は、傷病補償年金を追加するための改正でございます。傷病補償年金を第三号に規定いたしました。現行の第三号以下を、一号ずつ繰り下げようとするものでございます。

それから、第七条には、第五条の三号に傷病補償年金の創設されたことに伴って、傷病の規定を改定に加えようとするものでございまして、内容としては、第一項で、職員が公務上または通勤により負傷もしくは疾病にかかり、療養が開始され一年六ヶ月を経過した日において治癒しておらず、かつ地方公務員災害補償法施行規則に定めるところ第三級以上の傷病等級に該当する場合、または該当することとなった場合には傷病補償年金を毎年支給することと規定し、第二項は、傷病補償年金を受け取る者には、休業補償は行わないと

いうことを規定しようとするものでございます。

第九条は、条文の見出しと、休業補償等の制限に改めまして、第一項は、制限を受ける補償の種類に傷病補償年金を加えようとするものでございます。

次に、第十一条第三項の改正でございますが、これは、遺族補償年金の額に関する規定でございます。本条例の基準となっております地方公務員災害補償法の改正に伴って、今回、全文改正をしようとするもので、改正前の規定は、補償基礎額に、すべて三百六十五を乗じた後に、一号から五号までに掲げます率を乗じて得た額が、遺族補償年金の額でございますが、改正されますものは、補償基礎額に、一号から五号までに掲げる率を乗じて得た額が遺族補償年金の額となるというように規定しております。

それから、第十四条でございますが、葬祭補償に関する規定でございます。同条中、通常、葬祭に要する費用を考慮した金額として、現行規定では、括弧内に「十二万五千円に補償基礎額の三十倍に相

当する額を加えた金額」ということを規定してございますが、これを準則に従ひまして、この十二万五千円というのが、社会情勢、経済情勢等によりまして非常に変動があるというので、法律も政令に委任したということもございまして、今回、市の規則にゆだねるようにより改正するものでございします。

それから、次に、第二十一条の二の改正でございますが、これも準則に従ひまして、今回、整備をしようとするものでございまして、現行条例に規定されておりますものと、市の規則にゆだねるようにより改正するものでございします。次に、附則第二条の二は、条例第八条に關係する附則で、今回、新たに規定しようとするものでございまして、障害補償年金差額一時金の支給に關する規定でございます。内容は第一項が条例第八条の規定にかかわらず、当分の間、障害補償年金を受けける者が死亡した場合は、その者に支給されてきた障害補償年金と、第二条の三の規定に基づいて支給された障害補償年金前払一時金の額の合計額が、この条例にございします表の上欄に掲げる障害の等級に應ずる

下欄の額に満たないときは、その者の遺族に対して、補償として、その差額に相當する額を、障害補償年金差額一時金として支給するという、一種の救済的な規定でございます。

それから、第二項は、障害補償年金差額一時金を受けけることができない遺族について規定いたしました。第三項は、第一項及び第二項に定める者のほか、障害補償年金差額一時金の支給手続き等について必要な事項、これを、地方公務員災害補償法附則第五条の二の規定にゆだねるための規定でございます。

次に、附則第二条の三でございますが、これも条例第八条に關連する附則でございます。今回、新たに規定しようとするもので、障害補償年金前払一時金の支給に關する規定でございます。内容は、いま申し上げた、第一項は、条例第八条の規定にかかわらず、当分の間の措置として、障害補償年金を受けける権利を有する者の申し出により、障害補償年金前払一時金を支給することと規定し、第二項は、障害補償年金前払一時金の額について規定しまして、条例が規則に委

任しておりますが、規則で定めるところとは、障害補償年金前払一時金の支給を受けるための申し出の期限というものは、年金支給の決定通知の日の翌日から一年間の間に申し出た場合に限るということと規定しております。

さらに、その額は、前条第一項に定めます表に掲げるそれぞれ額を限度とし、市規則で定める額というものと規定したものであります。なお、この市規則で定める額というものは、障害の程度により定められた額を超えない範囲で、年金を受け権利を有する者が前払一時金の支給を受けることを希望する場合において、補償基礎額の二百倍から千二百倍までの範囲で選択できるということを規定してあります。

それから第三項は、障害補償年金前払一時金が支給されるときは、各月に支給されるべき障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、当然のこととして、この支給を停止するという規定であります。なお、

ここにありますが、市で定める算定方法というものは、具体的に申し上げます、年金で毎月支給されますものと、一時金で先払をするわけなので、本来支給されるべき金額に五割、これは金利相当分というところがございますが、これを加算した金額を支給されているという仮定に立ちまして、支給停止期間を定めようとするものでございまして、結果的には、この加算された分だけ停止期間が長くなるというところの規定をしております。

次に第四項は、前各号に定めるもののほかは、支給の手續等、必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第五条三の規定にゆだねるというところでございます。

次に、附則第三条の改正でございますが、本条は、条例第十一条の遺族補償年金の支給に関する暫定措置を規定したものでございまして、見出しを「遺族補償年金前払一時金」に改め、全文を改正しようとするものでございます。

第一項は、現行規定で見ますと、「適用日から二十年内に職員が公務上死亡し、または通勤により死亡した場合において、当該死亡に

関し云々と相なっているわけでございますが、この部分を「当分の間」というように改め、「当分の間、遺族補償年金を受け権利を有する遺族が市規則で定めるところにより申し出たときは、遺族補償年金前払一時金を支給するといふものでございます。このことは、職員の死亡に伴い、遺族が一時的出費を必要とする場合もあると思われ、すので、この点を考慮して、遺族補償の年金制度になじむまでの間、暫定措置として、当分の間、受給者が申し出たときは、年金の一部を一時金として前払をするといふより規定になつてゐるわけでございます。第二項は、遺族年金前払一時金の額は、補償基礎額の千倍に相当する額を限度として、市規則で定める額であるといふことと規定してゐます。

第三項は、遺族補償年金前払一時金が支給されることの遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が、遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間は、支給を停止するといふもので、現行規定とは同一の内容でございます。

なお、市規則に委任しております第一項の申し出の期限、あるいは第二項の市規則で定める額、第三の算定方法につきましては、前述いたしましたように、前条で説明した市規則と同一内容のものを規則でうたつてゐるわけでございます。

次に、第三条第四項及び第五項、並びに附則第四条の説明は省略をさせていただきますが、附則第五条でございますが、これも全文改定をさせていただきます。実は、大変に読み取りにくい規定になつておりますが、内容としては、第一項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金、または遺族補償年金を受けける者が、同一の事由によつて、表の中欄に掲げる法律による年金が併給される場合は、当分の間、上欄に掲げるそれぞれの年金の補償の額は、下欄に掲げる率を乗じた額に調整をされ、ということと規定したものでございます。ただし、調整後の年金の額が、調整前の年金の額から、中欄に掲げる年金の年額を控除した額を下回るときは、その控除した額が年金として支給される、ということでございます。



を、傷病補償年金を受け取る者にあては傷病補償年金の三百六十五分の十に相当する額の支給を行わなければならない」といふことに改めるといふこととすけれども、この「休業補償」といふ意味が、何を意味しているのか。この「を」がいろいろなのではないか。また、「を」でなくて、もし、休業補償というものの概要によつて、その中でも三百六十五分の十に相当するものというものをとりたうとするならば、これは「を」でなくって「は」ではないか。「休業補償は、その中に」、「休業補償は」では悪いかもしれません。あるいは、「休業補償」、ポツと切っておくべきものかと思ふんです。あるいは、休業補償、もしこれが関係があるとするならば、「または」、「または」、「及び」か、何かで切る。「休業補償を」で、次に「傷病補償年金を」といふことに對する、私は抵抗を感じます。また、内容的に、これが意味をなさないんじゃないかと思ふんです。

御承知のように、いろいろふつに、「何を」といふことは、「何々を行う」とか、「何々を受ける」とか、あるいは「何々を受ける権利」とか、受けることができる」とか、「を」がつく場合には、必ずその下に、即ちそのもの

の内容がうたはれておるわけです。あるいはまた、「を」をつける場合は、何

々を何々に読みかえるとか、あるいは、何々に改めるといふこととていくのが条例の筋というか、そういう内容をどの条例においても持つておるものではなからうかと思ふんです。

したがって、「休業補償を」といふ、この「を」が、何を意味しているんだらうかと。しかも、その次に「傷病補償年金を」と、ここで言ひ改

正は、何を意味しているのか。先ほど申し上げたように、休業補償を支給する者であっても、傷病補償年金を受け取る者によつては、三百六十五分の十は支給しないだといふふうなものであるならば、これは「を」ではないと。「を」は削除、あるいはまた、「を」でなく、何らかの、これにつながる文字を一文字入れるべしだといふふうな思ふんです。そういうふう

な関係、あの「あえて」「を」を入れたと、準則がそうなっているかといふことで、準則そのものが、果たして万全ではないと。間々、準則も間違ひがあると。したがって、準則がそうであるとしても、これは皆さんが読んだら、一般的にも、いろいろよいものを見て、それでわかるかわからないか。

私は、わからないと思ふんです——ここに「を」を入れるという事は、  
かつて、この「を」を入れたという理由。準則にあるからそのまま入れたとい  
うことだったなら、これは納得がいかない、という事になり、その点を  
ひとつ説明していただいたい。これはまた、担当委員会に付託されて、い  
ろいろ検討されるであらうけれども、きょうは本会議でござりますので、  
そういう点とひとつ、御説明をお願いしたいと思ふます。

○総務部長（浅見裕康君） 右答え申し上げます。

いま、さう御指摘をちょうだいしたわけでございますけれども、確かに、い  
ゆる文章のフレーズという事で、この点について疑問が起るという感じは  
私もするわけでござりますけれども、これは、いわゆる支給対象区分を見  
ていただくと、休業補償というものと傷病補償年金というものとを区  
分してあるという事でござります。この九条の第二項につきましては、い  
ゆる休業補償等ともらっている人が、正当な理由がなくて、療養に対  
します医師の指示とか、そういうものに従わなかった場合の罰則的な規定  
でございます。まず現行は、休業補償を行わないとがでますというよ

うに、いわゆる指示に従わなかった場合には、一ヶ月につき、十日間の休業補償  
を行わないという事を規定しておいたわけでござります。今回の改正によ  
りまして、新たに傷病補償年金が制度化されて、この規定が、この中に入  
って、二項で一本になって、その罰則的な規定が、ここに盛り込まれたとい  
う事で、前段の「休業補償を行わないとがでます」と「休業補償  
を」という事で切ってしまうのは、いわゆる指示に従わなかった場合、一  
ヶ月に十日間の休業補償を行わないとがでますという趣旨でございます。  
それから、「傷病補償年金を」から「三百六十五分の十に相当する額  
の支給を」まで、これが一つのフレーズになってくるわけでございます。それで  
最後に「行わないとがでます」という事を、ここで休業補償の関係  
と、いわゆる一ヶ月につき、十日間の休業補償という事と、傷病補償  
年金に關係いたします三百六十五分の十に相当する額の支給を、両方を  
行わないとがでますというふうな規定に、今回改めたものでござります。  
確かに御指摘のとおり、この文の表現が、若干、いさぎよく議員さ  
んが御指摘のとおり、もう少し明快に表現されておれば、そういう疑